

事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者の皆様へ

飯能市は事業系ごみの削減に取り組んでいます!!

循環型社会の構築をめざして

「事業系ごみの削減」に

ご協力をお願いします

日頃から、飯能市の廃棄物対策にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
クリーンセンターへ搬入されたごみは焼却施設等で処理を行いますが、ごみの量が多いほど、施設への負荷も大きくなります。ごみの処分や施設の維持管理に係る経費も年々増加傾向にあります。
今後とも、ごみ分別の徹底や資源化とともに、さらなるごみ減量にご協力をお願いします。



事業系ごみの削減に取り組むメリット

- ① 循環型社会を構築する一員として、次世代によりよい環境を引き継ぎます。
- ② 社会貢献する事業所として、イメージアップにつながります。
- ③ ごみ処理費用の経費節減につながります。

注意!

搬入する可燃ごみの内容物を確認してください!

最近、鉄板、鉄棒、スプリング、タイヤホイールなどを可燃ごみに混ぜて搬入している悪質な業者がいます。

このような行為は、施設の故障等を引き起こし、最悪の場合は稼働を停止せざるを得なくなります。

なお、異物等の混入が判明した場合は、搬入禁止などの措置を行いますのでご承知おきください。

事業者の責務

◆ 事業者の責務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 一部抜粋）

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

注意！

事業者が排出するごみには「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、処分方法が異なります。

産業廃棄物

廃プラスチック類 動植物性残さ
汚泥など 法で規定された20品目

産業廃棄物
収集運搬業者

- 書面による契約
- マニフェスト交付

産業廃棄物
中間処分業者

一般廃棄物(事業系ごみ)

産業廃棄物以外の廃棄物

(例) オフィスから出る紙くず
飲食店の食べ残しなど

一般廃棄物
収集運搬業者

自己搬入

公共ごみ
処理施設

排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(併科)に処せられることがあります！

事業系ごみの処理について、再度ご確認ください！

- ☑ 事業系ごみを家庭ごみの集積所に出している。家庭ごみとして持ち込んでいる。
 - ◆ たとえ少量であっても、市ではごみ集積所に出された事業系ごみの収集を行っていません。事業系ごみと産業廃棄物を分別し、それぞれ適正に処理してください。
- ☑ 段ボールは資源化しているが、他の紙類は生ごみと一緒に袋に入れて事業系ごみとして許可業者に委託している。
 - ◆ 許可業者に収集運搬委託している紙類のうち、オフィス紙や雑がみ（封筒、葉書、紙箱、メモ紙）などは資源化できます。分別したうえ、資源物として許可業者や古紙回収業者に処理を依頼したり、有価で売却するなど、資源化に努めてください。

過積載に注意してください！

過積載は法令違反であることはもとより、ブレーキ性能やハンドル性能の低下を招くことから安全走行上、大変危険です。過積載は実際に運搬を行ったドライバーだけでなく、産業廃棄物の収集運搬を業者に依頼した荷主にも責任が問われます。無理のない運搬をお願いします。なお、過積載が発覚した場合は、警察に報告することがあります。